

犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

令和6年2月 法務省大臣官房司法法制部

一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにする

犯罪被害者等の実情等

- 犯罪被害者等は、被害直後から、刑事・民事裁判への対応を含む捜査機関や加害者側への対応、各種支援のための申請手続、報道機関への対応等、様々な対応が必要
- 精神的・身体的被害等によって自ら対応できない上、その被害に起因して経済的困窮に陥り、弁護士による支援を受けられない場合がある

法テラスによる現行の援助制度とその課題

- **DV等被害者法律相談援助業務**
 - ・ DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する被害防止に必要な法律相談に限定
- **国選被害者参加弁護士に関する業務**
 - ・ 一定の犯罪被害者等が刑事裁判において被害者参加制度を利用する場合に限定
- **被害者等の援助に関する情報提供業務**
 - ・ 法制度・相談窓口に関する一般的な情報提供や精通弁護士の紹介に限定
- **民事法律扶助業務**
 - ・ 無料法律相談 : 刑事に関するものは対象外
 - ・ 弁護士費用等の立替え : 民事裁判等手続を利用する場合に限定

いずれも援助対象や援助内容が限定的

捜査機関への出頭や被害申告、各種支援のための申請手続、報道機関への対応等に関する援助は対象外

犯罪被害者等に寄り添った切れ目のない支援が必要

犯罪被害者等支援弁護士制度創設の必要性

生命・身体に対する重大犯罪や性犯罪の被害者を始めとする一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにする制度（犯罪被害者等支援弁護士制度）の導入が必要

法テラスの業務は総合法律支援法に個別に規定すること（法改正）が必要

総合法律支援法を改正し、法テラスの業務として犯罪被害者等支援弁護士制度を導入

導入に向けた具体的検討、関係機関等との調整等

（検討課題）

- 援助対象、援助内容、利用要件、費用負担等
- 支援弁護士・関係機関等との支援体制の構築、支援弁護士の数・質の確保等

1年以内をめどに結論

法整備等

総合法律支援法の改正、関係規程の整備、施行準備等

矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

法制審議会諮問第103号に対する答申等を踏まえて制度を新設（令和5年12月1日運用開始）

➤ 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度（概要）

刑事施設長や少年院長は、

- 1 申出のあった被害者等の心情等を聴取する
- 2 被害者等が希望した場合には、心情等を受刑者等に伝達する
- 3 被害者等の心情等を矯正処遇・矯正教育で考慮する



制度の流れ

➤ 申出の受付

受付機関：全国の矯正管区・矯正施設

➤ 聴取日時等の通知

通知内容：聴取日時・場所等

聴取場所：全国の矯正管区・矯正施設

➤ 心情等の聴取

聴取方法：原則口頭で伺い、被害者等の確認を得ながら聴取書面を作成

※ 必要に応じて、第三者の同席も認める

➤ 心情等の伝達

伝達方法：原則として、聴取書面を読み聞かせる

伝達時期：速やかに伝達（処遇状況等を考慮）

➤ 伝達結果の通知

通知内容：伝達結果（伝達内容等）のほか、被害者等に希望に応じて、伝達時の反応等（心情について述べたことなど）についても併せて通知を行う

本制度を担う担当者等について

➤ 指名条件

- 全国の刑事施設（支所含む）、少年院（分院含む）に配置
- 各施設において、男女各1名以上の複数名を指名
- 各施設の加害者処遇を担当する部署に所属する刑務官又は法務教官から指名

➤ 業務内容

- 本制度に関する窓口業務
- 申出の受付手続
- 聴取・伝達業務（通知の発出・聴取書面の作成等を含む）

+

施設の実情に応じて、以下の業務に従事

- ・ 被害者等に関する情報等の管理業務
- ・ 心情等を考慮した処遇への関与

➤ 矯正管区の役割・機能

- 矯正管区においても担当者を配置の上、以下の業務を行うことを想定
 - ・ 各施設の担当者の指名状況の管理・調整
 - ・ 矯正施設間の調整業務等におけるサポート
 - ・ 被害者支援団体等の関係機関との連携
 - ・ 各施設の担当者に対する研修
 - ・ 被害者等に関する施策の広報・問合せ対応

改正更生保護法等の運用検討

【犯罪被害者等の思いに応える更生保護の取組の推進】

更生保護における犯罪被害者等施策（平成19年12月～）

| | | |
|---|--------|---|
| 1 | 意見等聴取 | 加害者の仮釈放等審理において、犯罪被害者等から、仮釈放等に関する意見等を聴取（地方更生保護委員会） |
| 2 | 心情等伝達 | ①犯罪被害者等から被害に関する心情等を聴取し、②保護観察中の加害者に伝達（保護観察所） |
| 3 | 被害者等通知 | 加害者の仮釈放等審理・保護観察の状況等に関する情報を、犯罪被害者等に通知（地方更生保護委員会・保護観察所） |
| 4 | 相談・支援 | 犯罪被害者等からの相談に応じ、関係機関の紹介等の支援（保護観察所） |

※ 被害者担当官及び被害者担当保護司を全国の保護観察所に配置

改正の主な内容

- 保護観察等の措置をとるに当たっては、**被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分に考慮すべき旨**を運用の基準として明記
- 意見等聴取制度において、仮釈放等に関する意見のほか、**釈放後の生活環境の調整や仮釈放等中の保護観察に関する意見等を聴取すること**を明記
- 犯罪被害者等の**被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとることを指導監督の方法に追加**
- **犯罪被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況について申告等すべきことを保護観察における一般遵守事項の類型に追加**
- 保護観察中の**加害者への伝達を前提とせずに犯罪被害者等の心情等を聴取する仕組みを新設**

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正

【犯罪被害者等の思いに応える更生保護の実現】

改正更生保護法第3条（運用の基準）

保護観察等の措置をとるに当たっては、被害者等の被害に関する心情、その置かれている状況等を十分に考慮すること

